

企業戦略・事業戦略 メールマガジン「Next-」

国際通商ルール(TPP・FTA)対応戦略 第1回 ～なぜいま国際通商ルールが経営課題とされるのか～

TPPをはじめとする世界的なルール環境の変動により、グローバルに展開する企業はもちろん、国内に事業軸を置く企業も、自社の競争力に決定的な影響を受けることとなる。一方で、新しい通商ルールを自社の競争力の源泉として戦略的に活用できている企業は、多いとは言えない。本シリーズでは、最新の国際通商ルールの動向とビジネスが認識すべき環境変化について、4回にわたって解説する。

はじめに

TPPをはじめとする世界的なルール環境の変動により、グローバルにサプライチェーンを展開する企業はもちろん、国内に事業の軸を置く企業もまた、自社の競争力に決定的な影響を受けることとなる。一方で、手続きの煩雑さやノウハウの欠如から、新しい通商ルールを自社の競争力の源泉として戦略的に活用できている企業は、必ずしも多いとは言えない。今なぜ、国際通商ルールが経営課題とされるのか。本シリーズでは、最新の国際通商ルールの動向とビジネスが認識すべき環境変化について、4回にわたって解説する。

世界経済連携の潮流

世界160カ国で多角的な貿易自由化を目指すWTO交渉が、途上国の影響力の増大によって妥結点を見出せず行き詰まって久しい。このような中、参加国を限定しつつも、さらに踏み込んだ貿易自由化と経済連携の強化を目指す自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)・経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)が多数締結されてきた。特に近年では、環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉など、経済規模・人口・参加国数のいずれにおいても巨大な多国間での協議が進展している。

これらの新たな経済連携の潮流のインパクトの大きさは、単に参加国の地理的・経済的規模だけでは測ることはできない。従来のFTA・EPAが主眼を置いてきた物品関税の削減やサービス貿易の自由化に加え、投資ルール、政府調達、知的財産、規制・基準の調和など広義の「非関税障壁」においてもハイレベルの合意が目指されており、貿易ルールのみならず国内の規制にも影響を与えるまでになっている。米欧間で交渉中の環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP)交渉の狙いも、まさにこのハイレベルなルールの統一にある。

重層化・複雑化する世界の経済連携網

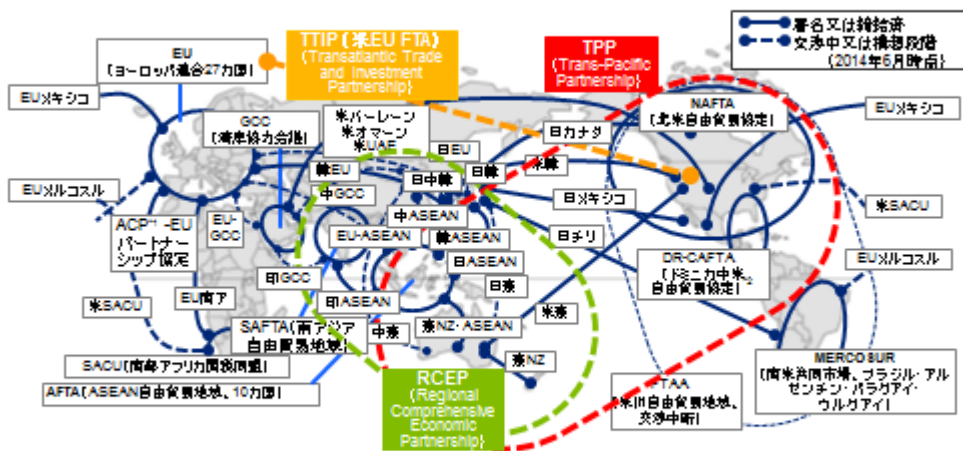
FTA・EPA網は、1990年代に広がりを見せ、2000年以降、加速度的に拡大してきた。1990年代初頭は、自由貿易地域は、欧州共同体(EC)とその拡大としての欧州連合(EU)、北米自由貿易協定(NAFTA)、ASEAN自由貿易地域(AFTA)程度であったが、現在は多数のFTA・EPAが交錯し、『スパゲッティボール現象』といわれるほど複雑な状況となっている。まるでスパゲッティが絡み合うかのように重層化・複雑化したFTA・EPA網のため、それぞれがどのように関係して、自社のビジネスにはいずれの協定を使うことが最も効果的なのか、容易に判断がつかない。(図1)

このような複雑な貿易ルールを複数国間でまとめ、より広域な枠組みを設けるべくTPPやRCEPなどの交渉が進展している。TPPは、当初、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの貿易自由化に積極的なFTA・EPA先進4カ国で開始した枠組みであったが、現在は、交渉参加国が12カ国に拡大するとともに、アジア・太平洋地域において自国に有利なビジネス環境の構築を狙う米国による実質的なイニシアチブの下、交渉が継続している。他方、RCEPでは、中国が米国リードのTPP枠組みに安易に乗れないジレンマと、米国リードのTPPIによってアジアが席卷される懸念から積極的に交渉を推進するスタンスを取っており、ASEAN+6の16カ国で交渉が進展しつつある。

重層化・複雑化する世界の経済連携網(つづき)

しかし、広域な経済連携枠組みを形成したところで、個別のFTA・EPAが併存する状況は変わらない。このため、広域な経済連携枠組みによってFTA・EPAの利用環境が劇的に容易となるわけではない。加えて、これら広域経済連携枠組みは、複雑な二国間貿易ルールをまとめ、複数国間でルールの統一を進める意味合いに加え、各広域枠組み間でのルール形成競争とも捉えるべき事態ともなっている。このことから、むしろルール環境はますます重層化・複雑化していると捉えるべきであり、FTA・EPAのビジネスへの活用に当たっては、依然として、世界のFTA・EPA網を解きほぐし、自社ビジネスにとって最も効果的な協定を利用する企業が競争力を得る時代が続く。

(図1)世界の主なFTA・EPA



出所: 経済産業省、JETRO資料等よりJETO作成(概略的に世界の経済連携を示したものでない、代表的なFTA・EPAを例示)
 ①: ACP=アフリカ・カリブ・太平洋地域の国連地域的協定
 ②: DR-CAFTA=東中米自由貿易協定、ニカラガ・コスタリカ・ホンジュラス・ニカラガ・パラグアイ・ドミニカ共和国

2015年に向けたASEAN経済共同体の状況

これまでの日本のFTA・EPAは、比較的交渉を進めやすい国々との交渉を優先的に進めてきた結果、シンガポールやペルー等の国々との二国間協定締結といったビジネスインパクトが相対的に大きくないものが多かった。ところが、目下、TPP/RCEP/日EUEPA/日中韓FTAといった甚大なビジネスインパクトが想定されるFTA・EPA交渉が同時併行で行われており、しかもいずれも2015年に向けた妥結が目指されている。

加えて、この2015年という年限は、ASEAN経済共同体(AEC)が実現する見通しの年限とも符合する。ASEANは、ASEAN共同体という大きな構想の中、経済共同体(AEC)をはじめ、政治安全保障共同体(APSC)、社会文化共同体(ASCC)の各分野での統合を予定している。特に経済分野では、ASEANは、1992年頃からASEAN自由貿易地域(AFTA)と言われるASEAN内での自由貿易圏構築を進めてきたが、AECはこの完成を意味する。世界での中国・インドの存在感が増大するにつれ、ASEANの世界的なプレゼンスが低くなる危機感から、さらなる域内経済統合を図ることでビジネス競争力を高め、中国・インドなどの巨大新興国と並んで世界の注目を集めたいというのがASEANの思惑である。

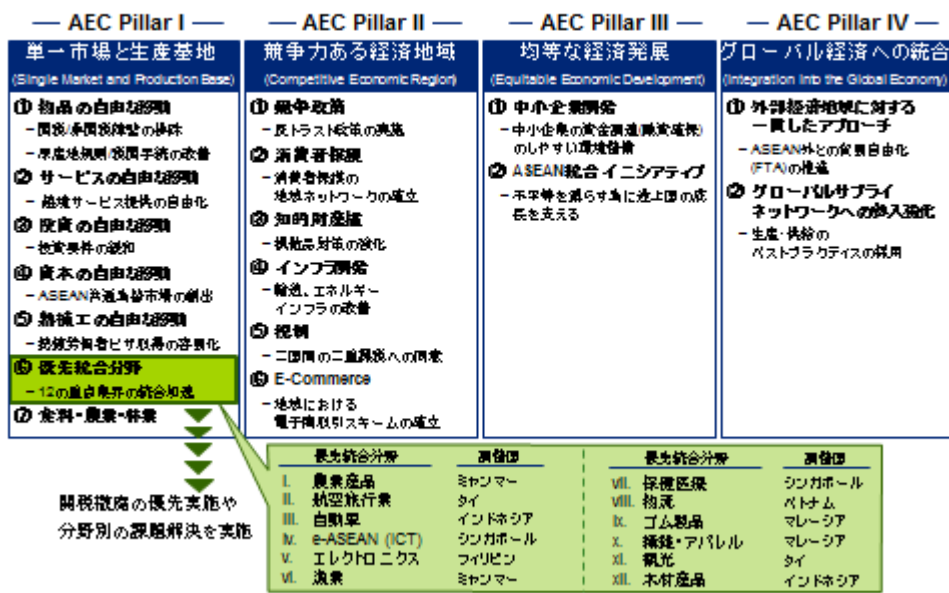
AECには、ブループリントという骨幹・骨子を定めた政策ペーパーがある(図2)。「単一市場と生産基地」「競争力ある経済地域」「均等な経済発展」「グローバル経済への統合」の4つの柱が掲げられているが、最も進んでいるのが、「単一市場と生産基地」の中に項目として挙げられている物品の自由な移動(Pillar I - ①)である。これはASEAN内の物品関税を下げるという内容で、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)によって、ほぼ完成している。次に、優先統合分野である農産品、航空旅行業、自動車、エレクトロニクス、漁業、保険、物流、ゴム製品、繊維アパレル、観光、木材について、さらなる関税の削減や基準や規制の調和が図られている。

2015年に向けたASEAN経済共同体の状況(つづき)

一方、サービスの自由な移動(越境サービス提供の自由化)(Pillar I -②)については、ASEANサービス枠組み協定(AFAS)の下、交渉が行われているものの、遅れている状況にある。サービスには、金融や通信はもとより、保守・メンテナンス、リースなどの製造業関連サービスも含まれる。これらサービスの自由な移動は、外資系企業の現地進出にとっての重要性が高く、今後のルール動向において最も注視すべき点の1つである。

TPP/RCEP/AECなど、過去にない広範かつ高インパクトの広域経済連携枠組みがこの数年間に立て続けに実現する見通しであり、これら非連続なルール変化は、ビジネス上のオペレーション改善やマーケティング戦略による努力を吹き飛ばすほどのビジネスインパクトを持つ。2015年以降の経営計画策定に当たっては、世界の通商・産業ルールが激変する可能性があるとの認識の下、戦略を練る必要がある。

(図2) AECブループリント(ASEAN経済統合のための行動計画)概要



出所: ASEAN Secretariat

コラム情報

著者：デロイト トーマツ コンサルティング レギュラトリストラテジー

サービスリーダー 羽生田 慶介

シニアコンサルタント 白壁 依里

2014.08.27

※上記の役職・内容等は、執筆時点のものとなります。

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社

〒100-6390 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング

Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601

E-mail dtc_ges@tohatsu.co.jp

www.deloitte.com/jp/dtc

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、税理士法人 トーマツ および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

デロイト トーマツ コンサルティング (DTC) は国際的なビジネスプロフェッショナルのネットワークである Deloitte (デロイト) のメンバーで、日本ではデロイト トーマツ グループに属しています。DTC はデロイトの一員として日本のコンサルティングサービスを担い、デロイトおよびデロイト トーマツ グループで有する監査・税務・法務・コンサルティング・ファイナンシャルアドバイザリーの総合力と国際力を活かし、あらゆる組織・機能に対応したサービスとあらゆるセクターに対応したサービスで、提言と戦略立案から実行まで一貫して支援するファームです。2,000名規模のコンサルタントが、デロイトの各国現地事務所と連携して、世界中のリージョン、エリアに最適なサービスを提供できる体制を有しています。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。